

※令和7年5月27日 理事会にて内容確認済み

学校法人跡見学園役員等退職慰労金支給規程

昭和54年4月1日施行

(目的)

第1条 学校法人跡見学園（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の退職慰労金（以下「慰労金」という。）の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

2 教職員の身分を有する理事（常勤の理事のうち教職員としての身分を有し、学校法人跡見学園給与規定に基づく給与の支給を受ける者をいう。以下同じ。）の退職給付は、前項の規定にかかわらず、学校法人跡見学園教職員退職金支給規程（以下「退職金支給規程」という。）の定めるところによる。

(慰労金の支給)

第2条 慰労金は、教職員の身分を有しない理事及び監事に対し支給する。

2 慰労金は、教職員の身分を有する理事及び全ての評議員に対し支給しない。

3 慰労金は、支給対象者たる役員（役員とは理事及び監事のことをいう。以下同じ。）が、次に掲げる支給条件に該当した場合に支給する。

(1) 任期満了による退任

(2) 法人が、やむを得ないものと認める事由による任期満了前の退任

(3) 本人の死亡

(慰労金の計算)

第3条 慰労金の支給額は、第4条に定める基本額に第5条に定める在任指数を乗じて得た額とする。

(基本額)

第4条 慰労金の基本額は、支給対象となる役員の区分ごとに次に掲げる額とする。

(1) 理事 10万円

(2) 監事 10万円

(在任指数)

第5条 慰労金の在任指数は、任期満了した場合（本来の全任期期間を全うすることをいう。以下同じ。）を1として算定し、以後任期満了ごとに1を加算するものとする。ただし、理事の在任指数は3を上限とする。

2 同一人に関する前条第1号及び第2号に該当する役員の在任期間は、通算することができる。

(指数の計算)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、役員が、本来の任期期間の2分の1以上の期間を経過して退任した場合及び任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の残任期間が、本来の任期期間の2分の1以上であり、その任期を全うした場合は、慰労金の在任指数を1とみなす。

2 役員が、本来の任期期間の2分の1未満で退任した場合及び任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の残任期間が、本来の任期期間の2分の1未満である場合は、慰労金の在任指数を0とみなす。

(支給方法)

第7条 慰労金は、第2条が定める支給条件に該当した後、遅滞なく支給する。

2 慰労金は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

3 慰労金は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 慰労金の支給手続きに関しては、この規程に定めるもののほか、退職金支給規程を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則（昭和60年4月1日）

この改正規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

- 1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の定時評議員会の終結の時から適用する。ただし、特別慰労金規定の廃止に係る改正は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日より前に役員等に就任し、令和7年度の定時評議員会の終結の時以前に退任する役員等の慰労金の支給は、なお従前の例による。
- 3 令和7年度の定時評議員会の終結時に役員だった者が、令和7年度の定時評議員会の終結後の役員として再任された場合の慰労金の在任指数は、通算することができる（通算による上限は3とする）。この場合において、令和7年度の定時評議員会の終結の時以前の慰労金の在任指数の計算は、なお従前の例による。